

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第925号

・暴力団員でないし。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町賃貸住宅使用許可申請書」に必要事項を記入し、入居予定者の住民票、所得金額の証明(税務課の発行の所得・課税証明書等)を添付して、総務課へ提出してください。

【申し込み期限】

平成27年12月18日(金)まで

【問い合わせ先】

総務課 住民相談 電話 76-276003

【問い合わせ先】

平成27年12月18日(金)まで

【不法投棄はやめよ】

「//は指定の1//み袋に入れて、//ステーションに

出してください。」

「//を道路や川に捨てたり、私有地に放置する」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に違反する行為で「不法投棄」になります。

「不法投棄」は5年以下の懲役又は1千万以下の罰金(法人の場合3億以下の併科)が科せられる犯罪です。

燃え物//は、指定//み袋以外では収集できません。

「協力をお願いします。」

毛布や布団は必ず指定//み袋に入れて出してください。

「そのおもては収集できません。」

※袋に入らない場合は、清掃センターに直接持込を

してください。持込料金は1kgまでは100円で

す。「//はみカレンダーに従って正しく捨てる

よかったです。」

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班

電話 76-21113

嶺北広域行政事務組合 清掃センター

電話 76-37332

滞納処分強化期間について

本山町では、12月3日(木)から12月22日(火)までを滞納処分強化期間とし、滞納者の勤務先や金融機関などへの調査、および給与や口座等の差し押さえを強化しています。理由なく町税等を滞納している人は、速やかに納付してください。また、時納付全般についての相談も随時受け付けています。納付期限までに納付することが困難な事情などがあります場合、「//の機会」に相談ください。また、時間内での相談が困難な人は、午後7時まで対応しますので、事前にご連絡ください。

【連絡先・問い合わせ先】

住民生活課 税務班

電話 76-21115

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。相談は、委員の自宅で受け付けほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】

平成27年12月17日(木) 午前10時～正午

【場所】

役場一階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曽我部 巧
自宅／本山町本山3-1-3番地8

電話 76-216007

- ・血ちぬいたりしたる住民を迷惑させる者
- ・単身で入居しようとする者。
- ・所得が月額15万8千円以上25万の千円以下のもの。また、若年者で将来所得の上昇により基準月額に達すると思込まれる者。但し、法に定められた居住の安定を図る必要がある者については上限が48万7千円以下とする。所得とは、控除後の金額で扶養者の有無によつても異りますので、詳細はお問い合わせ下さい。
- ・税等の滞納がないこと。

[JINの健康標語・イラストの募集]

本山町では心の健康を保つ、大切なものを守るために啓発などに取り組んでいます。今年度は、地域全体で心の健康に取り組む一環として標語・イラストを募集します。多数の応募をお願いします。

【募集内容】

心の健康を保つこと、心の健康に関する内容の

標語およびイラスト(標語はイラストは単独もしくは組み合わせて使用します)

【応募方法・応募書式】

- ①氏名
- ②年齢
- ③住所
- ④連絡先

- ⑤応募の種類(標語・イラスト)

記入の上、応募作品とともに提出して下さい。

【応募作品の書き式】

お手持ちの白い紙(△4サイズ)に作品ひとつを記入して下さい。

イラスト・標語とも縦・横どちらでも可。イラストは、カラー(色つき)であると。

【応募期間】

平成28年1月15日(金)まで

【審査】

主催者(本山町)等で行います。

【表彰】

採用された方に賞品をお送りします。

*採用作品は「広報むらやま」等で発表します。

なお、応募作品は、今後本山町が実施する白旗対策強化事業等で使用せんとした場合のデータ解消の上、応募ください。

【提出先・問い合わせ先】

本山町保健福祉センター

電話 70-11060

最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、平成27年10月18日から施行することとしました。

この決定により、平成27年10月18日以降分として

労働者に支払う賃金は、1時間60円以上とななければなりません。

【問い合わせ先】

高知労働局 賃金課

電話 0880-880015-60024

電話 0880-880015-60021

【会場】

(高知市栄田町2丁目2-10)
高知よさじい咲都回廊の階(会議室)

【相談担当者】

弁護士資格を有する人権擁護委員
司法書士資格を有する人権擁護委員

【相談内容】

差別待遇、暴行、虐待、いじめ、DV等、家庭及び近隣関係者における法律・人権問題に関する相談

*相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

【問い合わせ先】

高知法務局 人権擁護課
電話 0880-8222-3500

役場「年末・年始」日程のお知らせ

○大掃除 平成27年12月22日(火)
午後1時～午後4時

○仕事納め 平成27年12月28日(月)
○仕事始め 平成28年1月4日(月)

「くらしの悩み」と相談所

12月8日(火)に、高知よさじい咲都回廊で「くらしの悩み」と相談所が開催されます。

地元住民の皆さんとの様々な悩みとの相談をお受けします。

お気軽にお越し下さい。